

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十七号

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号から第四号までの規定及び第五条第一項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。